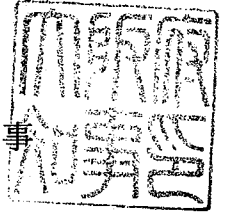


市行第 4118-3 号
令和 6 年 3 月 29 日

交野市長 様

大阪府知事



令和 5 年度の起債に対する同意に係る協議について (回答)

地方財政法 (昭和 23 年法律第 109 号) 第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき協議
のあった以下の件については、同意します。

【二次協議】

当初分：令和 6 年 2 月 14 日付け交企財第 188 号

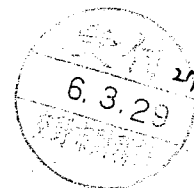
補正 1 号分：一

【最終協議】

当初分：令和 6 年 2 月 9 日付け交企財第 185 号

補正 1 号分：令和 6 年 2 月 9 日付け交企財第 186 号

※ただし、各協議書の「(別紙) 対象事業債一覧表」において同意等希望日を
3 月 29 日とした事業に限る。



交企財第188号
令和6年2月14日

大阪府知事 様

交野市長 山本 景

令和5年度起債協議（当初予算（第2次）分）について

令和5年度起債協議（当初予算（第2次）分）において、別紙のとおり起債したいので協議します。

起債 協 議 変 更 協 議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方債計画区分(事業)	起債の目的(事業名)	起債対象(事業費)	左の財源内訳			充当率(%)	起債協議額	償起の方法	借入条件			資金区分				備考
			国支	地方債	その他				借入先	年利(%)	償還年限	左のうちに据置期間	財融	地方公共	市場	
地方道路等整備事業	同左	10.7		7.1	3.6	66.4	7.1	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			7.1	R5当初予算R5.3.27議決済借換予定⑤
地方道路等整備事業	同左	21.6		11.2	10.4	51.9	11.2	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			11.2	R5当初予算R5.3.27議決済借換予定⑤
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
合 計		32.3	0.0	18.3	14.0		18.3						0.0	0.0	18.3	

備考 1 協議の内容に於て、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行うときは、起債協議と起債変更協議を別枠とすること。

2 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。

3 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。

4 証書発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格と額面金額との差額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。

5 償還年限の欄については、「償還方法」及び「償還率」を記載すること。この場合、左のうちに据置期間の欄は空欄とすること。

6 年利の欄には、地方債を起し、又は起こすに際しては、起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際、左のうちに据置期間の欄は空欄とすること。

7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率異置し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。

8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。

9 令第18条の2で定める公的資金において、利率異置し方式を選択している場合は、利率の欄に「()」で「利率異置し」と記載すること。

10 当該協議に係る地方債の予算議決日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別紙として添付すること。

11 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る同意書の写し、既出債の起債届出書の写し又は既出債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。

12 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に「()」で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

起債 協議 変更 協議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方債計画区分	起債の事業名	起債の目的	左の財源内訳			充当率 (%)	起債協定の金額	債起の方法	借入条件			資金区分				備考
			国支	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうちに据置期間	財政融資	地方公共団体	市公債	
一般事業	同左(その他)	5.4		4.0	1.4	74.1	4.0	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			4.0	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
一般事業	同左(その他)	1.3		0.9	0.4	69.2	0.9	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			0.9	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
一般事業	同左(その他)	1.3		0.9	0.4	69.2	0.9	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			0.9	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
一般事業	同左(その他)	4.8		3.6	1.2	75.0	3.6	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			3.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
				0.0	0.0	#DIV/0!	0.0									
				0.0	0.0	#DIV/0!	0.0									
				0.0	0.0	#DIV/0!	0.0									
				0.0	0.0	#DIV/0!	0.0									
				0.0	0.0	#DIV/0!	0.0									
				0.0	0.0	#DIV/0!	0.0									
合計		12.8	0.0	9.4	3.4		9.4						0.0	0.0	9.4	

備考 1 協議の内容に於いて、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別添すること。

2 起債の目的(事業名)の欄については、同業等基準(法第5条の3第10項)に規定する基準をいう。で定める協議の単位ごとに記載すること。

3 起債の方法の欄には、証書借入(簿票、売出、交付)の別を記載すること。

4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を起債協議書に加えた金額に充てる」とする旨を備考の欄に記載すること。

5 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()で償還一括償還と記載すること。この場合、左のうちに据置期間の欄は空欄とすること。

6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起こせしめ、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、備考の欄に利率に於ける契約の予定内容を記載すること。

7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率見直し方式の予定内容を記載すること。

8 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合には、利率の下に()で「利率見直し」と記載すること。

9 当該協議に係る地方債の予算議決日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書写されない場合には、備考の欄に「書写されない」と記載すること。

10 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換」と記載すること。また、借換元に係る起債協議書の写し又は既許可書の写しを添付すること。

11 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換」と記載すること。また、借換元に係る起債協議書の写し又は既許可書の写しを添付すること。

12 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に詳しく記載すること。

起債 協 変 更 協 議

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方事業区画分	起債の目的事業名	起債対象事業	左の財源内訳				充当率 (%)	起債協定の額	債起の方法	借入条件						備考		
			国庫支出金	その他の特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうち据置期間	財融資金	政体機構資金		市公債	場銀引
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.7			0.5	0.2	71.4	0.5	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.7			0.5	0.2	71.4	0.5	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.7			0.5	0.2	71.4	0.5	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.7			0.5	0.2	71.4	0.5	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.7			0.5	0.2	71.4	0.5	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.6			0.4	0.2	66.7	0.4	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.4	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左(単独事業(その他))	0.6			0.4	0.2	66.7	0.4	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年				0.4	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤

地方債計区 事業	債起の 事業名	債起の 事業目的	債起の 事業費	左の財源内訳				充当率 (%)	起協 議額	債起の 方法	借入条件				資金区分				備考			
				国 支 出 金	庫 貯 金	其 他 財 源	地方 債				一般財源	借入先	年利 率 (%)	償還 年限	左のうち 据置期間	財 融 資	政 資 金	地 方 公 共 団 体 債 権 金		市 公 債	場 引 券	行 等 受
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.6			0.4	0.2	66.7	0.4	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.4	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.6			0.4	0.2	66.7	0.4	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.4	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.6			0.4	0.2	66.7	0.4	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.4	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.6			0.4	0.2	66.7	0.4	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.4	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.6			0.4	0.2	66.7	0.4	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.4	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.7			0.5	0.2	71.4	0.5	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.7			0.5	0.2	71.4	0.5	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.7			0.5	0.2	71.4	0.5	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		1.8			1.3	0.5	72.2	1.3	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					1.3	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		1.8			1.3	0.5	72.2	1.3	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					1.3	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		1.8			1.3	0.5	72.2	1.3	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					1.3	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		1.8			1.3	0.5	72.2	1.3	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					1.3	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		1.2			0.9	0.3	75.0	0.9	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					1.2	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		1.2			0.8	0.4	66.7	0.8	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.9	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		1.2			0.8	0.4	66.7	0.8	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.8	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		
学校教育施設等整備事業	同左 (単独事業(その他))		0.8			0.6	0.2	75.0	0.6	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					0.6	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤		

地 方 債 計 画 区 分	起 債 事 業 名 目 的 業 務 対 象	左 の 財 源 内 訳			充 当 率 (%)	起 債 協 議 額	債 起 方 法	借 入 条 件				資 金 区 分				備 考			
		国 支	庫 外 財 源	其 他 財 源				地 方 債	一 般 財 源	借 入 先	年 利 率 (%)	償 還 年 限	左 の うち 借 入 期 間	財 融 資	政 府 資 金		地 方 公 共 融 資 機 構	市 公 債	場 場 引
学校教育施設等整備事業	同左 (校舎、屋内運動場)大規模改造(単独)	2.4			1.7	0.7	70.8	1.7	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					1.7	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左 (校舎、屋内運動場)大規模改造(単独)	2.6			1.9	0.7	73.1	1.9	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					1.9	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左 (校舎、屋内運動場)大規模改造(単独)	2.0			1.5	0.5	75.0	1.5	証書借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年					1.5	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
学校教育施設等整備事業	同左 (建物(国庫負担事業分))	1,146.7	573.3		516.0	57.4	90.0	516.0	証書借入 及び証券 発行	財政融資	5.0%以内	30年	3年		516.0				R5当初予算 R5.3.27議決済 R5 10月補正 R5.11.10議決済 財対86.0百万円
合 計		1,184.1	573.3	0.0	542.7	68.1		542.7							516.0	0.0	0.0	26.7	

備考

- 協議の内容に応じ、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別冊とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項)に拘束される基準をいう。で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。
- 証書発行の場合においては、「証券発行の場合においては、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記載すること。この場合、左のうち償還期間の欄は空欄とすること。
- 年利利率の欄には、若しくは起債した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。
- 令第8条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
- 令第8条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。
- 令第8条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。
- 当該協議に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別冊として添付すること。
- 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
- 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に()書で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

協 議
起 債 変 更 協 議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方債計画区分	起債の目的(事業名)	起債対象(事業費)	左の財源内訳			充当率(%)	起債協議額	債起の方法	借入条件			資金区分				備考
			国支	その他特定財源	地方債				一般財源	借入先	年利率(%)	償還年限	左のうち期限短	財融費	地方公共団体資金	
脱炭素化推進事業	同左(LED照明の導入)	3.5			3.1	0.4	88.6	証券借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			3.1	RS.10月補正予算 RS.11.10議決済 借換予定⑤
脱炭素化推進事業	同左(再生可能エネルギー設備等の整備)	22.5			20.2	2.3	89.8	証券借入及び証券発行	地方公共団体金融機構	5.0%以内	20年	3年		20.2	RS.当初予算 RS.3.27議決済 RS.10月補正予算 RS.11.10議決済	
脱炭素化推進事業	同左(LED照明の導入)	12.7			11.4	1.3	89.8	証券借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			11.4	RS.10月補正予算 RS.11.10議決済 借換予定⑤
					0.0	0.0	#DIV/0!									
					0.0	0.0	#DIV/0!									
					0.0	0.0	#DIV/0!									
					0.0	0.0	#DIV/0!									
					0.0	0.0	#DIV/0!									
					0.0	0.0	#DIV/0!									
合 計		38.7	0.0	0.0	34.7	4.0							0.0	20.2	0.0	14.5

備考 1 協議の内容に応じ、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に付与する場合は、起債協議と起債変更協議を別棟とすること。

2 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。

3 起債の方法の欄には、証券借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。

4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるもの」とする旨を備考の欄に記載すること。

5 償還年限の欄については、満期一括償還方式とするものについては、年限の下に()で「満期一括償還」と記載すること。この場合、左のうち償還期間の欄は空欄とすること。

6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起しようとする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際、左のうちの償還期間の欄は空欄とすること。

7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に定める利率について、上限利率を記載すること。

8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。

9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、備考の欄に利率の欄に()で「利率見直し」と記載すること。

10 当該協議に係る公的資金の予算議決日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別棟として添付すること。

11 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄には、「借換債」と記載するとともに、借換債に係る前年度債の同率等及び起債協議書の写し、既出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。

12 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に()で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

起債 協定 変更 協議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方事業区画分	起債の目的(事業名)	起債対象(事業費)	左の財源内訳			充当率(%)	起債協議額	償起の方法	借入条件			資金区				備考
			国庫支出金	その他特定財源	地方債				一般財源	先借入	利率(%)	償還年限	左のうちの据置期間	財政資金	地方公共団体金融基金	
公共施設等適正管理推進事業	同左(長寿命化事業(道路))	2.2			1.9	0.3	86.4	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			1.9	R5当初予算 R5.3.27議決済 借換予定⑤
公共施設等適正管理推進事業	同左(ユニバーサルデザイン化事業)	4.9			4.4	0.5	89.8	証書借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年		4.4	R6.10月補正予算 R5.11.10議決済 借換予定⑤	
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
合計		7.1	0.0	0.0	6.3	0.8		6.3					0.0	0.0	0.0	6.3

備考
 1 協議の内容に応じ、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に進行しようとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別様とすること。
 2 起債の目的(事業名)の欄については、同第5条の3第0項に規定する基準をいう。で定める協議の単位ごとに記載すること。
 3 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(公募、売出、交付)の別を記載すること。
 4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする。」旨を備考の欄に記載すること。
 5 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で満期一括償還と記載すること。この場合、左のうら償還期間の欄は空欄とすること。
 6 年利の欄には、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際、左のうら償還期間の欄は空欄とすること。
 7 令第10条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
 8 令第10条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。
 9 令第10条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、備考の欄に利率の欄については、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。
 10 当該協議に係る地方債の予算編成日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
 11 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換」と記載するとともに、借換えに係る既出債の同業種及び起債協議書の写し又は既出債の起債届出書の写し及び起債許可申請書の写しを添付すること。
 12 起債の変更協議書を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る取極等を含む変更協議書の取極の上欄に()書で記載することとし、変更協議書を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

市行第 2425-3 号

令和5年10月31日

交野市長 様

大阪府知事



起債協議について (回答)

令和5年7月27日付け交企財第82号、交水総第34号及び交都下第89

号で協議のあった令和5年度起債について、同意します。



交企財第 82 号
令和 5 年 7 月 27 日

大阪府知事 様

交野市長 山 本 景

令和 5 年度起債協議（第 1 次分）について

令和 5 年度起債協議（第 1 次分）において、別紙のとおり起債したいので協議します。

起債 協 議 書 変 更 協 議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方債計画区分 事業	債の起債目的 事業名	債の起債対象 事業費	左の財源内訳			充当率 (%)	起債協議額	債起の方法	借入条件			資金区分				備考		
			国支	地方債 支出金	その他 特定財源				一般財源	借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうちに 据置期間	財政 融資	地方公共 資金 基金		市場 公募	銀行 引当
一般事業	同左 (その他)	61.2		20.0	30.8	10.4	74.8	30.8	証券借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			30.8	RS当初予算 RS127補決案 借換予定⑤	
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
						0.0	#DIV/0!	0.0										
合	計	61.2	0.0	20.0	30.8	10.4		30.8							0.0	0.0	30.8	

備考 1 協議の内容に応じ、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別添すること。

2 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。

3 起債の方法の欄には、証券借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。

4 証券発行の場合においては、証券発行の方法、利率等(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。

5 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとり、年利率の下に()書で満期一括償還と記載すること。この場合、左のうちに据置期間の欄は空欄とすること。

6 年利率の欄には、地方債の起債の方法、利率等(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。

7 年利率の欄に2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、利率の欄に「利率見直し」と記載すること。

8 年利率の欄に2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、利率の欄に「借換え予定」と記載すること。

9 年利率の欄に2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の欄に「借換え」を記載すること。なお、書面を切れない場合は、()書で「利率見直し」と記載すること。

10 当該協議に係る地方債の予算編成日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、借換に係る事項を備考の欄に記載すること。また、借換に係る事項を備考の欄に記載すること。また、借換に係る事項を備考の欄に記載すること。

11 借換を目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄には、「借換」と記載すること。また、借換に係る事項を備考の欄に記載すること。また、借換に係る事項を備考の欄に記載すること。

12 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の協議、届出又は許可申請に係る数値等と併記することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。